

国庫余裕金繰替使用の積極的活用

国庫金の効率的な運用を図る観点から、現金不足となっている特別会計等に対し、民間金融市場からの資金調達に代えて「国庫余裕金の繰替使用(無利子)」の積極的活用を推し進めています。

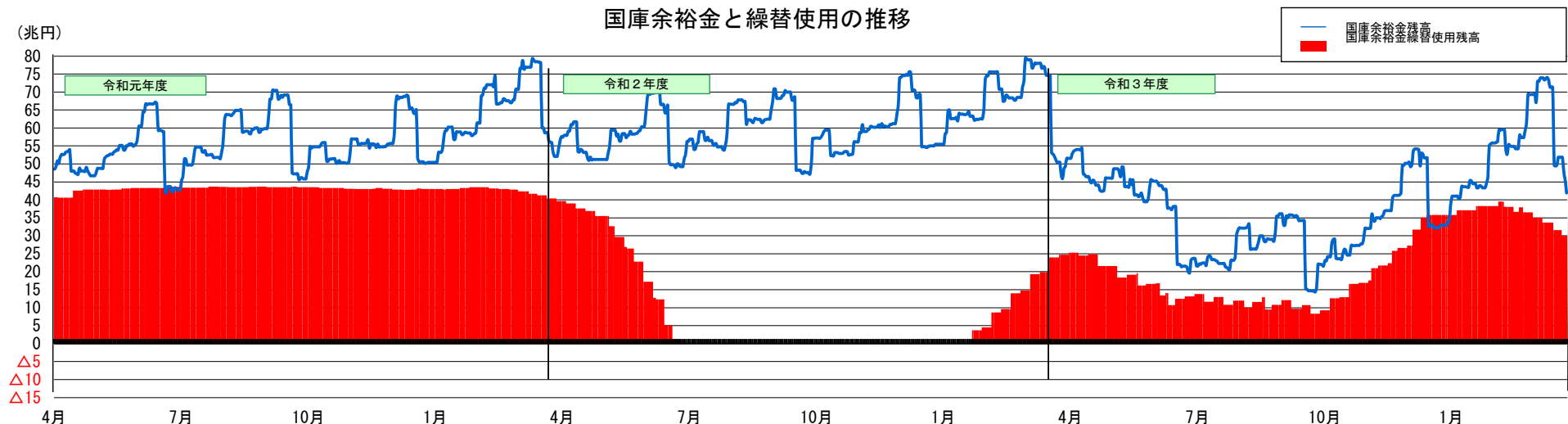
○ 国庫余裕金の繰替使用の概要

国庫全体において余裕金が発生している場合であっても、個別の特別会計等で現金不足となっている場合があります。このような場合には、国庫全体で生じている余裕金を現金不足の特別会計等に無利子で融通(繰替使用)することにより、国庫内にある余裕金をできるだけ有効活用しています。

○ 国庫余裕金繰替使用の平均残高の推移

(単位: 億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
令和元年度	416,667	429,194	432,967	433,871	434,710	434,333	432,323	429,900	428,419	430,419	430,862	413,065	428,888
令和2年度	377,333	288,548	85,733	-	-	-	-	-	-	8,129	91,000	199,032	87,142
令和3年度	242,233	189,645	136,367	123,742	109,806	103,567	123,097	210,333	322,355	368,516	379,857	335,742	219,647



(注1) 国庫余裕金残高は国庫余裕金残高から財務省証券発行残高を控除したものである。

(注2) 令和元年度及び令和3年度において、国庫余裕金繰替使用残高が積み上がっている主な理由は、流通市場において国庫短期証券が恒常的にマイナス利回りで取引されていたため、国庫内引受による国庫短期証券の発行に代えて国庫余裕金繰替使用を実施したことによる。

(注3) 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期すため、国庫内に資金を確保しておく必要があったこと等の影響により、国庫余裕金の繰替使用を行うことができない時期(令和2年7月～12月)が生じた。